

別記第 1 号様式（第 4 関係）

納税対応状況申出書

年 月 日

〇〇総合振興局長（振興局長） 様

補 助 事 業 者（団体等の場合は団体名及び代表者氏名） ㊦

納税対応（予定）		該当項目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	課税事業者	
	（１）課税売上高が 5 億円以下かつ課税売上割合が 95%以上	
	（２）課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	（ア）課税売上対応	
	（イ）共通売上対応	
	（ウ）非改税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合 5 %を	超える
		以下

注 1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に 3 及び 4 に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出すること。（3 のうち（２）のイの（ウ）以外の者を除く。）

2 1 又は 2 に該当する者は、3 及び 4 の記載は不要。

3 1 又は 2 に該当する以外の者が 4 の「特定収入割合 5 %以下」の場合は、3 の該当事項にも記載すること。

- 4 間接補助金の場合にあつては、事業実施主体ごとに作成すること。この場合、「補助事業者(団体等名及び代表者氏名)」欄は補助事業者名のみを記載し、押印は要しない。並べて事業実施主体名を記載すること。

別記第2号様式（第6－1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあったスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	区分	補助対象経費		補助金の額	完了期限
		費目	金額	金額	
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	農業支援サービス事業育成対策		円	円	年 月 日
	計				
	スマート農業機械等導入支援		円	円	年 月 日
	計				
	合計				

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付事務取扱要領（令和7年3月24日付け技普第1470号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」と

いう。)の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

- 3 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
- 4 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第2号により農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 5 交付等要綱別表2のIの区分の欄に掲げる1から3までの事業の相互間における経費の流用及び3の（1）及び（2）の事業の相互間における経費の流用をしてはいけません。
- 6 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
 - (1) 事業費の3割を超える増又は補助金等の増
 - (2) 事業費又は補助金等の3割を超える減
- 7 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 8 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 9 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 10 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 11 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 12 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 13 補助事業に係る機械器具等の導入が完了したときは、速やかに「補助事業に係る機械導入完了報告書」を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は3月15日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

- (1) 補助事業者は、この補助金を間接補助金として事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付さなければなりません。

なお、この場合において「総合振興局長（振興局長）」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

- (2) 補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金の支払いをしなければなりません。
- (3) 補助事業者は、事業実施主体に補助事業に係る機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、機械導入完了報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

15 補助事業者は補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

16 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第 3 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 5 月 31 日までに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

17 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。

18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

19 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資

名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、総合振興局長(振興局長)の承認があったものとします。

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。

- 20 前項の申請により総合振興局長(振興局長)の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 21 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 22 補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳(交付等要綱別記第10号様式)及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 23 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長(振興局長)に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 24 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付

金額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

- 25 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 26 第 7 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 係)

- 注 1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。

年 月 日

〇〇総合振興局長（振興局長）

補助事業者（団体等の場合は団体名及び代表者氏名）⑥

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
消費税等仕入控除税額等報告書

記

1	補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額金	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き、添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること。）
- （4）事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ）第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載すること。

申告予定時期 年 月

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

注 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることが確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税等確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

注 1 この報告書には、3 の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

2 間接補助事業の場合にあつては、集計表（各事業実施主体の 1 から 4 までの事項を記載した書面）を添付すること。

別紙

補助金に係る消費税仕入控除税額の内訳

補助事業者名 _____
事業実施主体名 _____

課税売上割合 95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
--------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に 係る消費 税等仕入 控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③＝⑥

(2) 課税売上高が5億円越え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋〔⑤×（課税売上割合）〕

(3) 課税売上高が5億円越え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第4-1号様式 (第6-2関係)

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

総合振興局長（振興局長） 印

補助金の不交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

(部 課 係)

別記第4－2号様式（第6－5関係）

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） 図

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申請書を提出してください。

（ 部 課 係）

注1 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。

- 2 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資（国が行っている制度融資を除く。）を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、本文中のなお書の前に次の事項を追加すること。

また、補助事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、補助対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないことを条件に承認します。

別記第5－1号様式（第9－2関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

（部 課 係）

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第5－2号様式（第9－2関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

 年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、 年
月 日付け（記号） 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。た
だし、次の事項を承知してください。

 年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおり
 です。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のと
 おりです。

補助事 業名	区分	変更前				変更後			
		補助対象経費		補助 金の 額	完了 期限	補助対象経費		補助 金の 額	完了 期限
		費目	金額			費目	金額		
	農業支援サ ービス事業 育成対策		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日
	スマート農 業機械等導 入支援		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日

（ 部 課 係）

- 注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の
 条件として、その変更の内容を記載すること。
- 3 第2項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記
 載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 4 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、
 別紙にて処理すること。

別記第 6 号様式（第 10－2 関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日申請に係る
ます。〔次の理由により承認しません。〕

事業の中止（廃止）については、承認し

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

（ 部 課 係）

- 1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書きの箇所を削除すること。
- 2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第7号様式 (第11-1、第14 関係)

事業遂行状況報告書

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 事業実施主体名 | | | |
| 2 | 事業完了予定 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 実施状況 | | | |

年 月 日現在

費目	実施計画		でき高		進捗率 B / A	支出済額	備考
	事業量	事業費 A	事業量	事業費 B			
		円		円	%	円	

別記第 8 号様式（第 11－ 1 関係）

繰越等実施計画書

1 繰越後の事業完了予定 年 月 日

2 実施計画

費目	計画			年度内実施予定				翌年度実施予定					年度内概算 予定補助金	備考
	事業量	事業費 A	補助金	事業量	事業費 B	B/A	補助金	事業量	事業費 C	C/A	補助金	予定期間		
		円	円		円		円		円		円	年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		年度内概算 予定補助金 算出根拠
計													円	

注 「予定期間」欄は、予定工期を記載すること。

別記第 9 号様式（第 11－2 関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、
事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（ 部 課 係）

別記第 10－1 号様式（第 12－1、第 15－4、第 23－2 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業に係る
補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

（ 部 課 係）

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第 10－2 号様式（第 12－1、第 15－4、第 23－2 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業に係る
補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金 金 円の返還を命
じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

注 1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

- 2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第 10－ 3 号様式（第 12－ 1、第 15－ 4、第 23－ 2 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助
金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金
円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	区分	変更前				変更後			
		補助対象経費		補助金 の額	完了期 限	補助対象経費		補助金 の額	完了期 限
		費目	金額			費目	金額		
	農業支援サー ビス事業育成 対策		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日
	スマート農業 機械等導入支 援		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日

（ 部 課 係）

- 注 1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用する
こと。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件
としてその内容を記載すること。
 - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよ
う詳細に記載すること。
 - 4 第 3 項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限
は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容
を記載すること。

- 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助
金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金
円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変
更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	区分	変更前				変更後			
		補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
		費目	金額			費目	金額		
	農業支援サービス事業育成対策		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日
	スマート農業機械等導入支援		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日

（ 部 課 係）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 4 第5項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。
- 6 この命令書と当該還付金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第 10－ 5 号様式（第 12－ 1 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助
金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

1 削除事項

(1)

(2)

2 追加事項

(1)

(2)

（ 部 課 係）

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を
行う場合に使用すること。

別記第 10－6 号様式（第 24－2 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助
金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金
円の返還を命じます。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書
により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から
納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における
その後の期間については、納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの
割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

- 注 1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確
定後のものに使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件
としてその内容を記載すること。
 - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよ
う詳細に記載すること。
 - 4 この命令書と当該還付金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただ
し、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号） 第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） 図

補助金の概算払について（通知）

年 月 日申請に基づき、 事業に係る補助金について、
次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 概算払をする時期 | 月頃 |
| 2 | 概算払いをする額 | 金 円 |

（ 部 課 係）

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後
直ちに支払うものにあつては、おおよその月日を記載しても差し支えないもの
であること。

（記号） 第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） 印

補助金の概算払について（通知）
年 月 日申請に基づき、 事業に係る補助金については、
次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。
記

補助金の概算払をしない理由

（ 部 課 係）

別記第 12－ 1 号様式（第 15－ 1 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る 事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

（ 部 課 係）

別記第 12－ 2 号様式（第 15－ 2 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る 事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。
 - (1)
 - (2)
- 2 是正措置は、 年 月 日までに完了させること。
- 3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を総合振興局長（振興局長）に報告すること。
- 4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（ 部 課 係）

注 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第 12－ 3 号様式（第 15－ 3 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

 年 月 日付け（記号）第 号達で命じた事業の遂行の停止を解
除します。

 年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

（ 部 課 係）

補助事業に係る機械導入完了報告書

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

補助事業者（団体名及び代表者氏名） ㊞

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた
事業に係る機械の導入が完了したので報告します。

記

1 事業実施主体名

2 機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

- 注 1 同じ種類の機械を同時に複数台導入した場合、「機械の導入状況」の表を「別紙のとおり」と書き換え、別紙にて一覧にまとめることはさしつかえないこと。
- 2 「機械の納入者」欄には、事業実施主体に機械を売り渡した者を記載すること。
- 3 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。

別記第 14 号様式 (第 17 関係)

補助事業遂行計画書

[illegible]

別記第 15－ 1 号様式（第 19－ 1 関係）

（記号） 第 号
 年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） 印

補助金の額の確定について（通知）

 年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、 年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

（ 部 課 係）

別記第 15－ 2 号様式（第 19－ 2 関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

 年 月 日付け（記号）第 号で通知した 事業に係る
補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を
命じます。ただし、次の事項を承知してください。

 年 月 日

総合振興局長（振興局長） 図

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係）

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

補助金交付状況報告書

事業名 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

実施年度	事業実施主体	総事業費 (補助対象経費)	補助金交付 決定額	補助指令 年月日	補助金の 支出額	補助金支出 年月日	実績報告 年月日	補助金の 額の確定額	確定年月日
		円 上段 計画 下段 実績	円 変更	 変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				

別記第 17 号様式（第 23－3 関係）

（記号） 第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

総合振興局長（振興局長） 印

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 事業の財産処分については、※申請内容のとおり承認します。ただし、次の事項守らなければなりません。〔次の理由により承認しないことと決定したので通知します。〕

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。

（ 部 課 係）

注 1 財産処분을承認する場合は、〔 〕書の箇所及び※印を削除すること。

- 2 承認に当たり、次の例を参考に必要な条件を付すこと。

（1）承認に当たり、財産の取得に要した経費のうち補助金相当額（取得した財産の法定耐用年数を基に取得価格から減価償却費を減額した価格に補助率等を乗じて得た額をいう。）を納付させる場合は、納付すべき金額及び納付方法

（2）この承認を得て取得財産を処分した場合において、当該処分により収入金があったときは、当該収入金の額を含めた処分の内容を総合振興局長（振興局長）に報告すること。

（3）取得財産を処分することにより収入金があった場合で、当該収入金の額に補助率等を乗じて得た金額が（1）で算定した補助金相当額を上回るときは、これらを比較して多い方の額（ただし、補助金額を上限とする。）を納付させること。

（4）取得財産の譲渡先に対し、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、当該譲渡する取得財産の処分を制限すること。

- 3 財産処분을承認しない場合は、標題中「承認」を「不承認」とし、本文中※印以降及びただし書を削り、〔 〕書によることとし、記として不承認とする理由を記載すること。

別紙

財産処分報告書

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

補助事業者（団体等の場合は団体名及び代表者氏名） ㊦

年 月 日付け（記号）第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

財産の処分方法

物件名	処分方法	金額	処分年月日
		円	

注 処分に係る契約書の写しを添付すること。

別記第 18 号様式（第 25 関係）

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

補 助 事 業 者（団体等の場合は団体名及び代表者氏名）㊤

令和 年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポ
ート緊急対策事業交付決定前着手届

実施計画に基づく別表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着
手することとしたいので、届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施し
た事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場
合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更
は行わないこと。

（別表）

事業の種 類	事業内容	事業量	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

※事業の種類には、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊
急対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省
農産局長通知）別記 3－1 別表 2 及び別記 3－2 別表 2 に掲げる事業メニ
ューを記載すること。

別記第 19 号様式（第 27 関係）

事業実施状況報告書

提出先：

1 サービス実施主体名

2 成果目標の達成状況

成果目標の項目	事業完了年度	目標値	目標年度	目標年度における値	達成率(%)
事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha)					

(注 1) 設定した成果目標に関する項目を記載すること。

(注 2) 目標年度における値に関する根拠資料を添付すること。

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等）

4 添付資料

目標年度における値に関する根拠資料を添付すること。

5 事業の進捗状況